

一	二	三	四	五	六	七	八
名称及び記号	発行の根拠	振替法の適用	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位
利付国庫債券（二年）（第二百五十一回） 財務大臣 柳澤 伯夫 財務大臣臨時代理	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一條第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第三十七條第一項の規定に基づき厚生労働大臣から年金積立金管理運用独立行政法人に寄託された資金による引受け	額面金額で八百四十三億円	八百四十二億七千六百三十九万六千円	五千万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。

財務省告示第十三号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平成十八年十二月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。  
 平成十九年一月十日 財務大臣 柳澤 伯夫

九 行 行 日  
十 行 価 格  
十一 利 率  
十二 初 期 利 子

平 成 十 八 年 十 二 月 十 五 日  
年 〇 八 年 六 月 十 五 日  
平 成 十 九 年 六 月 十 五 日

と し、次 の 算 式 に よ り 算 出 し た  
金 額 を 支 払 う。た だ し、支 払 期  
が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き は、  
そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う へ 以 下、  
次 号 及 び 第 十 四 号 に お い て 規 定  
す る 期 日 に つ い て 同 じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

十 三 第 二 期 以 後 の 利 子  
償 還 限 額  
償 還 金 額  
元 利 金 支 払 日  
払 込 期 日

平 成 十 八 年 十 二 月 十 五 日  
平 成 十 九 年 六 月 十 五 日  
平 成 十 九 年 六 月 十 五 日

平 成 十 八 年 十 二 月 十 五 日  
平 成 十 九 年 六 月 十 五 日  
平 成 十 九 年 六 月 十 五 日

平 成 十 八 年 十 二 月 十 五 日  
平 成 十 九 年 六 月 十 五 日  
平 成 十 九 年 六 月 十 五 日

平 成 十 八 年 十 二 月 十 五 日  
平 成 十 九 年 六 月 十 五 日  
平 成 十 九 年 六 月 十 五 日

平 成 十 八 年 十 二 月 十 五 日  
平 成 十 九 年 六 月 十 五 日  
平 成 十 九 年 六 月 十 五 日

平 成 十 八 年 十 二 月 十 五 日  
平 成 十 九 年 六 月 十 五 日  
平 成 十 九 年 六 月 十 五 日

平 成 十 八 年 十 二 月 十 五 日  
平 成 十 九 年 六 月 十 五 日  
平 成 十 九 年 六 月 十 五 日

平 成 十 八 年 十 二 月 十 五 日  
平 成 十 九 年 六 月 十 五 日  
平 成 十 九 年 六 月 十 五 日

平 成 十 八 年 十 二 月 十 五 日  
平 成 十 九 年 六 月 十 五 日  
平 成 十 九 年 六 月 十 五 日

平 成 十 八 年 十 二 月 十 五 日  
平 成 十 九 年 六 月 十 五 日  
平 成 十 九 年 六 月 十 五 日

平 成 十 八 年 十 二 月 十 五 日  
平 成 十 九 年 六 月 十 五 日  
平 成 十 九 年 六 月 十 五 日

平 成 十 八 年 十 二 月 十 五 日  
平 成 十 九 年 六 月 十 五 日  
平 成 十 九 年 六 月 十 五 日

平 成 十 八 年 十 二 月 十 五 日  
平 成 十 九 年 六 月 十 五 日  
平 成 十 九 年 六 月 十 五 日

平 成 十 八 年 十 二 月 十 五 日  
平 成 十 九 年 六 月 十 五 日  
平 成 十 九 年 六 月 十 五 日

平 成 十 八 年 十 二 月 十 五 日  
平 成 十 九 年 六 月 十 五 日  
平 成 十 九 年 六 月 十 五 日

平 成 十 八 年 十 二 月 十 五 日  
平 成 十 九 年 六 月 十 五 日  
平 成 十 九 年 六 月 十 五 日